

記 録

文書番号	SCJ第21期221005—21230800—003
委員会等名	日本学術会議 科学者委員会 知的財産検討分科会
標題	学術団体における知的財産制度のあり方 についてのアンケート調査結果
作成日	平成22年（2010年）10月5日

※ 本資料は、日本学術会議会則第二条に定める意思の表出ではない。掲載されたデータ等には、確認を要するものが含まれる可能性がある。

科学者委員会 知的財産検討分科会において実施したアンケート調査の送付状、質問票及び結果データは以下のとおりである。

府日学第54号

平成21年2月19日

各日本学術会議協力学術研究団体の長 殿

日本学術会議会長
金澤 一郎

アンケート調査への協力をお願い（依頼）

日本学術会議では、日本のアカデミアの創造活動をより盛んにするための知的財産制度のあり方を検討するために、科学者委員会の下に、知的財産検討分科会（平成20年12月25日幹事会決定 連絡世話人 藤嶋昭会員）（以下「分科会」という。）を設置し、日本の学術団体及び各学術分野の知的財産（特許、著作権等）に関する課題や問題点を洗い出し、日本学術会議として知的財産に関する政策提言を実施することとしています。

なお、「知的財産推進計画2008」（平成20年6月18日 知的財産戦略本部決定）においても、大学、研究機関における知的財産戦略を強化するため、日本学術会議において、学界の要望等も踏まえ、知的財産政策等に関して検討を行い、具体的な提言を行うこととされています。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/2008keikaku.pdf> 第1章2.（1）②「研究者の立場から知的財産政策を点検する」 参照

このため、知的財産に係る取組や制度について、学協会（日本学術会議協力学術研究団体）における検討状況等を把握するため、アンケート調査を実施し、分科会の検討等に活用させていただきたいと思っております。

アンケートの実施については、株式会社タイム・エージェントに委託しており、質問調査票を、同社を通じて学協会の皆様方にお送りさせていただきます。

質問調査票は、質問票1と質問票2に分かれており、質問票1は、貴学協会に関する基本情報及び貴学協会としての知的財産に関する取組や制度について伺うもの、質問票2は、貴学協会の学術分野における研究者としての御意見を、貴学協会の長の方又はそれに代わる方に伺うものです。

お忙しいところ恐縮ですが、貴学協会の基本情報等をお伺いする質問票1については、是非ご回答をいただきたく、また、質問票2につきましても貴学協会の代表者の個人としての御意見で構いませんので、極力御回答をいただきますよう、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

なお、アンケートの集計結果及び分析内容（自由記述の回答内容を含む。）については、日本学術会議の提言において公表させていただく予定ですが、御回答いただいた学協会が特定されないことがないよう、学協会名を付した形で公表することはございませんので、御了承下さいますようお願いいたします。

アンケートの締切日：平成21年3月6日（金）

[問い合わせ先]
株式会社タイム・エージェント
日下
TEL：03-3770-6823
FAX：03-3770-6820

「学術団体における知的財産制度のあり方 についてのアンケート調査」

本調査は、日本のアカデミアの創造活動をより盛んにするための知的財産制度のあり方を検討するために、日本の学術団体及び各学術分野の知的財産に関する課題や問題点を洗い出し、日本学術会議として知的財産に関する政策提言を実施するための基礎資料とする目的で、日本学術会議科学者委員会知的財産検討分科会によって計画され、実施されるものです。

御多忙中、誠に恐縮ですが、本調査の趣旨を御理解いただき、御協力くださるようお願いいたします。

＜御記入にあたって＞

本質問調査票は、質問票1と質問票2に分かれております。

質問票1は、貴学協会に関する基本情報及び貴学協会としての知的財産に係る取組や制度について伺うものです。事実関係を御記入ください。質問票1と質問票2の回答者は異なっても結構です。

質問票2は、貴学協会の学術分野の研究者としての御意見を、貴学協会の長の方に伺うものです。貴学協会の長の方、又は貴学協会の長の方の御回答が難しい場合にはそれに代わる方が、御記入ください。貴学協会を代表する意見である必要はありません。貴学協会の学術分野における研究者としての個人的な御意見で結構ですので、ぜひ忌憚ない御意見をお聞かせください。

本調査において「知的財産権」とは特許権、著作権、商標権、意匠権などの法律で定められた権利を指します。「知的財産」とは「知的財産権」に加え、ノウハウや営業秘密、及び権利化できないが価値のある知的成果も含みます。「知的財産制度」とは知的財産とその保護・活用に関連する制度全般を指します。「特許制度」、「著作権制度」は、それらの権利の保護・活用に関連する制度全般を指します。

本調査から得られた情報は集計が行われ分析されますが、本調査の実施に当たっては、個人情報保護法を順守し、個人情報外部に流出しないよう管理には細心の注意を払い、調査以外の目的にはこれらの情報は使用致しません。自由記述の回答内容については無記名の公表を予定していますが、学協会名を付した個別情報として外部に開示することはありません。

御記入になりましたら、平成21年3月6日（金）までに、同封の返信用封筒にて御返送くださいますようお願いいたします。

＜アンケート調査に関するお問い合わせ先＞

株式会社 タイム・エージェント 社会調査グループ
担当： 日下 知則
電話： 03-3770-6823

質 問 票 1

1. 基本情報について

1-1 貴学協会の名称：
1-2 学協会員数 □個人会員 () 名 □法人会員 () 団体 □その他の会員 ()
1-3 設立年月日： 西暦 年
1-4 貴学協会に当てはまるものに○をしてください（複数回答） 1 自然科学系の学術分野 2 工学系の学術分野 3 社会科学系の学術分野 4 医学・生物学系の学術分野 5 人文・法律系の学術分野 6 実験系が中心の学術分野 7 実証研究が中心の学術分野 8 理論研究が中心の学術分野 9 実用志向の学術分野 10 融合学際領域の学術分野 11 その他 ()
1-5 貴学協会の会員動向は： 1 増加傾向である 2 大きな変化なし 3 減少傾向である
1-6 貴学協会の外国機関との交流（協定、連携しての学術集会実施など）について： 1 外国の組織との交流が盛んである（年間5回以上） 2 外国の組織との交流がある程度ある 3 外国の組織との交流はほとんどない
1-7 貴学協会の構成員の現在の所属において、学セクター（大学・公的研究機関等）に所属する方の比率はどの程度ですか。（学セクター以外とは、産業界、官公庁・地方自治体などを指します。） 1 ほとんどすべてが学セクター（95-100%） 2 学セクターが大多数を占める（75-95%） 3 学セクターが半数以上を占める（50-75%） 4 学セクターが半分以下（25-50%） 5 学セクターが極めて少ない（5-25%） 6 学セクターがほとんどいない（0-5%）
1-8 貴学協会の学術論文と、その審査方式は（複数回答）： 1 学術論文誌を有していない 2 査読による審査を行う学術論文誌を有している 3 招待論文を掲載する学術論文誌を有している 4 学協会員のみが投稿できる学協会論文誌がある 5 広く不特定多数の投稿を受け付けている 6 その他（具体的に）：

1-9 貴学協会の学術論文等の研究成果公表の方式について伺います（複数回答）

- 1 紙媒体のみである
- 2 無料での論文全体のインターネット公開がされている
- 3 有料での論文全体のインターネット公開がされている
- 4 論文のアブストラクトのみがインターネット公開されている
- 5 CD, DVDなどデジタル情報として公開されている
- 6 口頭発表のみである
- 7 その他の公開方法がとられている（具体的に）：

1-10 貴学協会の学術論文等の研究成果公表に関して、開示すべき内容に関する規則などあるでしょうか（複数回答）

- 1 特に規則はない
- 2 使用した研究費を明示することが求められている
- 3 その他（具体的に）：

2. 貴学協会の知的財産に関連する基本情報について

2-1 貴学協会では学協会誌などへの掲載の際に研究成果に関する著作権はどのように扱われていますか（一つ選択）

- 1 特に規定はない
- 2 著作物の著作権は、例外なく学協会側に帰属し、書面による著作権譲渡の契約がなければ掲載しない
- 3 著作物の著作権は、例外なく学協会側に帰属するが、書面による著作権譲渡の契約がなくても掲載はしている
- 4 著作物の著作権は原則として学協会側に帰属するが、例外が認められている
- 5 著作権は著作者個人に帰属するが、出版等の学協会活動に必要な権利については、学協会の使用が認められている。
- 6 その他（具体的に）：

2-2 貴学協会での学協会誌などに掲載された著作物の利用について、当てはまるものを選択してください（複数回答）

- 1 著者が自分の論文などを私的利用の範囲を超えて複製・転載等の形で利用することを認めていない
- 2 自分の論文であれ他者の論文であれ、著者が自分の論文などを私的利用の範囲を超えて複製・転載等の形で利用することを認めているが、許諾を必要とする
- 3 著者が自分の論文などを私的利用の範囲を超えて複製・転載等の形で利用することを認めている（許諾は不要）
- 4 学協会会員による学協会の事業・活動のための複製については許諾している
- 5 学協会が翻訳及びこれに伴う改変、要約に伴う改変、その他の改変を行う場合、著作者人格権の不行使を求めている。
- 6 その他（具体的に）：

2-3 貴学協会で行っている知的財産に関する活動で当てはまるものがあれば選択してください（複数回答）

- 1 知的財産関連の常設の分科会、委員会、勉強会が設置されている
- 2 定期的にはないが、知的財産関連のシンポジウム・セミナー・講習会が開催されている
- 3 セミナー、シンポジウム等で知的財産関連の講演があった
- 4 学協会誌の中に知的財産関連の論文特集があった
- 5 学協会の活動において知的財産関連の論文の発表が認められた
- 6 不正コピーや模倣品に関する啓発を行った
- 7 クリエイティブコモンズ、パテントコモンズなどの活動に学協会として関与している
- 8 輸出入管理規制や安全保障管理などについての講習会等を行った
- 9 ノウハウや営業秘密管理について講習会等を行った
- 10 標準化活動に学協会として関与している
- 11 利益相反に関する講習会や啓発を行った
- 12 著作権関連のガイドライン（学協会誌や学術大会の投稿規程に当たるものを除く）を学協会として作った
- 13 上記以外の知的財産関連のガイドライン（例えば有体物の取り扱いについてのもの、秘密情報の取り扱いについてのもの等）を学協会として作った
- 14 その他（具体的に）：

2-4 本質問票に関するお問い合わせ御担当者様

御氏名

御所属（役職）

電話

F A X

メールアドレス

御協力ありがとうございました

質 問 票 2

3. 貴殿の御所属と知的財産関連の御経験について

3-1 本質問票(質問票2)に御回答いただいた方の:

御氏名

御所属(役職)

電話

FAX

メールアドレス

3-2 貴殿の本務における御所属を伺います。(複数回答)

- 1 大学等教育機関の教員である。またはその経験がある
- 2 公的研究機関に所属している。あるいは公的研究機関に所属していた
- 3 企業に所属している。または企業に所属していた。
- 4 外国における勤務経験がある
- 5 学協会の専従職員である
- 6 その他(具体的に):

3-3 貴殿の知的財産権に関連する御経験について伺います。(複数回答)

- 1 発明者として特許・実用新案の出願経験がある
- 2 創作者として特許以外の知的財産権(商標、意匠など)の出願の経験がある
- 3 自分の著作権にかかわる契約の経験がある
- 4 自分の知的財産(著作権以外のもの。たとえば、特許権など)にかかわる契約の経験がある
- 5 知的財産関連の業務についていたことがある(あるいは現在についている)
- 6 知的財産関連の経験は一切ない
- 7 その他(具体的に):

4. 知的財産制度とのかかわり: 貴学協会の学術分野の諸活動に際して、知的財産制度とのかかわりの有無についての貴殿の御意見をお願いします(一つのみ選択)

4-1 貴学協会の学術分野における貴殿の活動(研究、教育、成果の公表など)に際して、知的財産制度とのかかわりの有無について伺います。(一つのみ回答)

- 1 知的財産制度のなんらかの影響や、それとのかかわりが多少なりともあると思う
- 2 知的財産制度の影響や、それとのかかわりは全くないと思う

◎ これ以降の質問(質問5～13)は、4-1で1(かかわりがある)と回答された方のみ伺います

5. かかわりがある知的財産の種類

<p>5-1 貴学協会の学術分野における貴殿の活動(研究、教育、成果の公表など)に際して、特許・実用新案制度との関わりはどの程度ありますか。</p> <ol style="list-style-type: none">1 かかわりはない2 かかわりはあまりない3 どちらともいえない4 かかわりがある5 かかわりが深い6 かかわりが極めて深い7 研究対象そのものである
<p>5-2 貴学協会の学術分野における貴殿の活動(研究、教育、成果の公表など)に際して、著作権制度との関わりはどの程度ありますか。</p> <ol style="list-style-type: none">1 かかわりはない2 かかわりはあまりない3 どちらともいえない4 かかわりがある5 かかわりが深い6 かかわりが極めて深い7 研究対象そのものである
<p>5-3 貴学協会の学術分野における貴殿の活動(研究、教育、成果の公表など)に際して、研究成果有体物の取扱いにかかわる制度との関わりはどの程度ありますか。</p> <ol style="list-style-type: none">1 かかわりはない2 かかわりはあまりない3 どちらともいえない4 かかわりがある5 かかわりが深い6 かかわりが極めて深い7 研究対象そのものである
<p>5-4 貴学協会の学術分野における貴殿の活動(研究、教育、成果の公表など)に際して、ノウハウ・営業秘密の取扱いにかかわる制度(不正競争防止法等)との関わりはどの程度ありますか。</p> <ol style="list-style-type: none">1 かかわりはない2 かかわりはあまりない3 どちらともいえない4 かかわりがある5 かかわりが深い6 かかわりが極めて深い7 研究対象そのものである

以下の質問は複数選択可

5-5 その他貴学協会の学術分野における貴殿の活動とかかわりの深いと思われる知的財産関連の項目を選択してください。

- 1 商標制度
- 2 意匠制度
- 3 種苗法(植物新品種の保護にかかわる制度)
- 4 輸出入管理規制、安全保障管理にかかわる制度
- 5 独占禁止法
- 6 外国の知的財産制度
- 7 TRIPS協定
- 8 生物多様性条約(遺伝資源へのアクセスとベネフィットシェアリングにかかわる制度)
- 9 事実データを収集したデータベースの法的保護(欧州においてEU指令で定められている制度)
- 10 その他の国際条約(具体的に):
- 11 その他(具体的に):

6. 知的財産制度全般との関与: 貴学協会の学術分野における貴殿の活動と知的財産制度とのかかわりについて伺います

6-1 貴学協会の学術分野における貴殿の活動と知的財産制度とのかかわりは主に下記のいずれの場面で生じていると考えられますか。(複数回答)

- 1 教育
- 2 産学連携
- 3 基礎的学術研究
- 4 応用研究開発
- 5 研究成果公開
- 6 学協会の論文誌、学協会などへの発表
- 7 外国との交流
- 8 研究者の評価
- 9 その他(具体的に):

6-2 貴学協会の学術分野における知的財産制度とのかかわりが、貴殿の学術活動に及ぼす影響について該当する欄にチェックをお願いします。(一つ選択)

- 1 学術研究・教育活動を阻害する影響が大きい
- 2 学術研究・教育活動を阻害する影響がある程度はある
- 3 学術研究・教育活動に対する影響はどちらともいえない
- 4 学術研究・教育活動にある程度プラスの影響がある
- 5 学術研究・教育活動に大いにプラスの影響がある

6-3 貴学協会の学術分野において実際に生じていると思われる知的財産制度の、貴殿の学術活動に対する好ましい影響と思われるものを下記から選択してください。(複数回答)

- 1 研究成果の社会還元役に役立つ
- 2 知識の保護と活用に関する公正なルールの徹底に役立つ
- 3 研究活動に必要な権利取得が可能となる
- 4 研究が促進される
- 5 産学連携に役立つ
- 6 海外との連携に役立つ
- 7 研究成果の公開に役立つ
- 8 研究成果を知的財産とすることで科学技術への国税の投入に対する説明責任が果たせる
- 9 知的財産を介して学協会や研究機関の研究費が獲得しやすくなる
- 10 知的財産を介して研究者が報酬を得やすくなる
- 11 遺伝資源保護に役立つ
- 12 その他(具体的に):

6-4 貴学協会の学術分野において実際に生じていると思われる知的財産制度の、貴殿の学術活動に対する好ましくない影響と思われるものを、下記から選択してください。(複数回答)

- 1 研究成果の社会還元を制約する
- 2 権利意識が高まりすぎて自由な学術研究活動ができなくなる
- 3 外国の研究機関や外国人との学術交流に支障が生じる
- 4 研究方法の権利の存在によって研究活動が阻害される
- 5 学生の研究への参加に支障が生じる
- 6 研究成果の公開が遅れることがある
- 7 秘密主義になりやすく研究発表などの支障が生じる
- 8 利益相反の問題に結び付きやすい
- 9 知的財産権を獲得することが目的化して研究の方向性が歪められる
- 10 学生への教育が知的財産制度を介した商業主義で歪められる
- 11 発明者の認定などでトラブルを生じる
- 12 知的財産制度が発展途上国に不利益を与える(エイズ薬特許問題など)
- 13 その他(具体的に):

7. 産学連携と特許等: 貴学協会の学術分野における産学連携とこれに関係する特許等について伺います

7-1 貴学協会の学術分野においては、産学連携活動は盛んでしょうか。下記から選択してください。(一つ選択)

- 1 ほとんど行われていない
- 2 あまり行われていない
- 3 ある程度は行われている
- 4 かなり盛んである
- 5 極めて盛んである

<p>7-2 以降の7-2から7-6までは、7-1で、5(極めて盛ん)、4(かなり盛ん)、3(ある程度は行われている)を選択された方に伺います。産学連携を実施する際に知的財産制度の利用はどの程度重要と思われるですか。(一つ選択)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全く重要ではない 2 あまり重要でない 3 どちらともいえない 4 かなり重要である 5 極めて重要である
<p>7-3 7-1で、5(極めて盛ん)、4(かなり盛ん)、3(普通)を選択された方に伺います。産学連携を実施する際の知的財産制度の利用について、企業が期待するレベルとアカデミアの対応のレベルに差異があると思われませんか。(一つ選択)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 アカデミアのレベルのほうが企業より高い 2 どちらともいえない 3 それほど大きなギャップはない 4 ある程度はギャップがある 5 大きなギャップがある
<p>7-4 7-3で、5(大きなギャップ)、4(ある程度のギャップ)を選択された方に伺います。産学連携を実施する際の知的財産制度の利用について、企業が期待するレベルとアカデミアの対応のレベルの差異(ギャップ)の具体的な例があれば記載してください。(自由記述)</p>
<p>7-5 貴学協会の学術分野における産学連携に関して、アカデミアの研究者等が知的財産権の出願(特許出願など)を行う際の課題を選択してください。(複数選択)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発明者(創作者)の認定や寄与率の決定が困難 2 発明者(創作者)に対する知的財産権の譲渡対価の手当てが困難 3 研究成果の論文・学協会発表との兼ね合いを調整するのが困難 4 知的財産権の獲得を目指して特許出願等を行う価値があるほどの発明(創作)であるのかどうかの評価が難しい 5 学生が発明者(創作者)に含まれる研究成果の取扱いが困難 6 知的財産権の出願に際して専門家の支援が不足 7 大学、公的研究機関の知的財産部門の機能が不足 8 アカデミアの組織の知的財産権の出願経費の手当てが困難 9 アカデミアの事情に合致した知的財産管理の不在 10 その他(具体的に)
<p>7-6 産学連携に関して、アカデミアの特許権等の契約に関して問題と考えることを選択してください。(複数選択)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産学共同研究の際の知的財産の帰属に関する契約が困難 2 多くの大学や法人が関与するプログラム(プロジェクト)における知的財産の帰属に関する契約が困難 3 国際的な協力における知的財産に関する契約が困難 4 マテリアルトランスファーを伴う契約や制度運用が困難 5 プログラム著作権に関する取り決めや契約が困難 6 ノウハウなど秘密情報の管理に関する契約が困難 7 その他(具体的に)

7-7 アカデミアの特許権等の活用に関する下記のそれぞれの意見について、貴学協会の学術分野における事情を踏まえて近いものを選択してください。(複数回答)

①アカデミアからの知的財産のライセンスは

- 1 極力非独占で多くの企業に利用を促すのが望ましい
- 2 実用化に最も貢献が期待される企業に活用を委ねるべきである
- 3 国内産業優先が望ましい
- 4 グローバルに活用を委ねるのが望ましい
- 5 極力無償で開放することが望ましい
- 6 研究者個人がライセンス先を判断すべきだ
- 7 中小企業やベンチャーへのライセンスを優先すべき
- 8 その他(具体的に):

②研究方法(リサーチツール)に特許権が付与されることがありますが、このような研究方法に関する特許については

- 1 特許を取得するべきでない
- 2 特許を取得したとしても無償で使用許諾すべき
- 3 特許を取得したとしても非営利研究に対しては無償で使用許諾すべき
- 4 特許を取得したとしても非独占的に使用許諾すべき
- 5 特許を取得して非営利研究に対しては非独占的に許諾すべき
- 6 権利行使の制限を設けるべき
- 7 特に問題は感じない
- 8 その他(具体的に)

8 貴学協会の学術分野における、知的財産制度と研究活動のインセンティブとの関係について伺います

8-1 貴学協会の学術分野にかかわりを持つ知的財産権を獲得することは、貴殿の研究活動のインセンティブとなると思われますか。(一つ回答)

- 1 全くインセンティブにはならない
- 2 あまりインセンティブにはならない
- 3 どちらともいえない
- 4 どちらかといえばインセンティブにつながる
- 5 大いにインセンティブにつながっている
- 6 その他(具体的に)

8-2 8-1で、(4, 5)と回答された方に伺います。知的財産権のどのような要素が研究活動へのインセンティブにつながると思われますか。(複数回答)

- 1 研究資金獲得につながる
- 2 名声や評判につながる
- 3 発明者、創作者の名誉が守られる
- 4 学術業績として評価される
- 5 産業界に貢献する
- 6 個人への金銭的報酬(特許の発明報奨など)がある
- 7 その他(具体的に)

9 貴学協会の学術分野にかかわりを持つ知的財産権が、研究者や研究機関の評価に利用できるかどうかについて伺います

9-1 貴学協会の学術分野にかかわりを持つ知的財産権の取得や申請(例、特許申請数や特許登録件数)が研究者の評価に利用できると思われますか。(一つ選択)

- 1 全く利用できない。利用するべきではない
- 2 あまり利用できない
- 3 どちらともいえない
- 4 ある程度は利用できる
- 5 おおいに利用できる
- 6 その他(具体的に)

9-2 9-1で、1, 2(利用できない)と回答された方に伺います。具体的にどのような理由で利用できないとお考えでしょうか。(自由記述)

9-3 貴学協会の学術分野にかかわりを持つ知的財産権の取得や申請(例、特許申請数や特許登録件数)が研究機関の評価に利用できると思われますか。(一つ選択)

- 1 全く利用できない。利用するべきではない
- 2 あまり利用できない
- 3 どちらともいえない
- 4 ある程度は利用できる
- 5 おおいに利用できる
- 6 その他(具体的に)

9-4 9-3で、1, 2(利用できない)と回答された方に伺います。具体的にどのような理由で利用できないとお考えでしょうか。(自由記述)

10 貴殿の学術分野における研究成果の公開と活用に関して伺います。

10-1 貴学協会の学術分野における貴殿の活動における著作物の利用について、当てはまるものを選択してください。(一つ選択)

- 1 著作物の幅広い利用を行う際に、著作権制度に関する問題が支障になることはない
- 2 著作物の幅広い利用を行う際に、著作権制度に関する問題が支障になることはあまりない
- 3 どちらともいえない
- 4 著作物の幅広い利用を行う際に、著作権制度に関する問題が支障になることがある
- 5 著作物の幅広い利用を行う際に、著作権制度に関する問題が必ず支障になる
- 6 その他(具体的に)

10-2 10-1で、著作権に関する問題がある(4, 5)と回答された方に伺います。具体的にどのような問題が生じたのでしょうか。(自由記述)。

11. 特許情報の活用:特許等の知的財産権に関する情報の活用について伺います

11-1 貴学協会の学術分野における貴殿の活動の知識源として、特許情報は学術文献情報と比べてどの程度重要でしょうか。(一つ選択)

- 1 全く重要ではない
- 2 それほど重要ではない
- 3 どちらともいえない
- 4 学術文献ほどではないが重要である
- 5 学術文献と同様重要である
- 6 その他(具体的に)

11-2 11-1で、5(学術文献と同様重要)、4(重要)を選択された方に伺います。特許情報の検索に関して最も当てはまるものを選択してください。(一つ選択)

- 1 全く検索、活用されていない。
- 2 学術文献ほど検索や活用はされていない
- 3 どちらともいえない
- 4 ある程度検索され活用されている
- 5 学術文献と同様必要に応じて検索され十分活用されている
- 6 その他(具体的に)

11-3 11-2で(1, 2, 3)を選択された方に伺います。特許情報の検索や活用を盛んにするための施策として適切と思われる項目を選択してください。(複数選択)

- 1 学術文献検索と特許情報検索が統合されたシステムが必要
- 2 面倒なキーワード検索が必要ないシステムが必要
- 3 研究者に対する啓発が必要
- 4 学術文献の中で特許文献を引用するという習慣を定着させる
- 5 特許文献にわかりやすいアブストラクトをつける
- 6 その他(具体的に)

12 知的財産紛争と知的財産司法協力:知的財産にかかわる訴訟に関するアカデミアの協力に関して貴殿の意見を伺います

12-1 特許訴訟などの知的財産が関係する裁判では審理を進める上で技術的知見が必要になる場合があります。このような場合の、技術系専門家の協力について意見を伺います(一つ選択)

- 1 協力するべきではない
- 2 それほど重要とは思わない
- 3 どちらともいえない
- 4 インセンティブや報酬などの条件による
- 5 どちらかといえば前向きに協力するべきだ
- 6 是非積極的に協力するべきだ
- 7 その他(具体的に)

12-2 現在知的財産にかかわる訴訟に際しては、学協会等から推薦をされた専門委員が裁判所に派遣されて技術的なアドバイスを行っています。この制度について伺います。(複数回答)

- 1 専門委員を学協会から推薦した
- 2 専門委員制度は知っているが、学協会から推薦はしていない
- 3 専門委員制度を知らなかった
- 4 専門委員制度は役立っていると思う
- 5 専門委員制度は役立っていないと思う
- 6 専門委員制度が役立っているかどうかわからない
- 7 専門委員制度は改善の余地がある→その理由

- 8 その他(具体的に)

13 自由記述欄:本調査結果は日本学術会議の政策提言に活用されます。知的財産政策に関する御意見を幅広く伺いたく存じます。

13-1 アカデミアの創造活動をより促進するための知的財産政策に関する意見(自由記述)

御協力ありがとうございました
